

東近江市

DX(デジタル・トランスフォーメーション)

推進計画

令和5年3月



目次

1	計画策定の主旨	1
2	計画の位置付け	1
3	実施期間	2
4	基本方針	3
	(1) 市民サービスの向上	3
	(2) 新たな価値の創出による先進的なまちづくり	3
	(3) 行政事務の効率化を推進	3
5	取組体系	4
	(1) 行政手続のオンライン化	4
	(2) マイナンバーカードの利活用	4
	(3) G I S 及び地理空間情報の活用	4
	(4) 市民目線のデジタル技術を活用	4
	(5) デジタルによる業務手法の改革	5
6	実施予定の事業	6
	事業区分① 行政手続のオンライン化	6
	事業区分② マイナンバーカードの利活用	7
	事業区分③ G I S 及び地理空間情報の活用	8
	事業区分④ 市民目線のデジタル技術を活用	9
	事業区分⑤ デジタルによる業務手法の改革	10
7	推進体制	11
8	事業の実施体制	11
9	情報セキュリティ	12
10	データに基づく政策立案	13
11	情報格差の改善対策	13
12	実施スケジュール	14

1 計画策定の主旨

生産年齢人口の減少に伴い労働力が不足し、老年人口割合の増加に伴い社会保障関連経費が増大する中、今後も安定的な行政運営を確保し、市民サービスの質を維持していくため、第2次東近江市総合計画後期基本計画（令和4年3月）では、行政手続のオンライン化をはじめとした市民サービスを充実させるとともに、自治体運営の効率化や地域課題の解決を図るため、デジタル技術を活用するDX^{※1}（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していくとしています。

一方、国においては、令和2年12月25日のデジタル・ガバメント実行計画の閣議決定に合わせて策定された自治体DX推進計画により、自治体が重点的に取り組むべき事項を具体的に示しています。また、デジタル田園都市国家構想^{※2}により、デジタル技術を活用し、地方の豊かさをそのままに、地域の課題を解決し、利便性と魅力を備えた新たな社会の創造に向けた取組が進められています。

各自治体は、デジタル化の推進により住民の利便性を高め、業務の効率化を図ることで、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

本市は、東近江市DX推進計画によりデジタル技術を活用して、市民が生活の便利さと豊かさを実感できることを目標としつつ、職員の顔が見える人と人とのつながりを大切にすることにより、うるおいとにぎわいのまち東近江市を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、第2次東近江市総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりの基本方針としているうるおいとにぎわいのまち東近江市を目指し、各施策を実現するため、東近江市の具体的なDXの取組に係る計画を策定するものです。また、国が示す自治体DX推進計画に基づき、目指すべきデジタル社会のビジョンである「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～

デジタル トランスフォーメーション
※1DX Digital Transformation：単なるシステムの導入や利用ではなく、デジタル技術を用いることで、業務や生活が変容していくこと。

※2デジタル田園都市国家構想：地方を中心に、直面する人口減少・少子高齢化、過疎化・東京圏への一極集中及び地域産業の空洞化といった課題に対し、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、デジタル技術の活用によって、地方活性化を図っていく国が進める取組の総称

誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」の実現に向け、デジタル技術を活用した住民の利便性の向上、企業や地域社会の活性化及び業務の効率化を図ることとされており、東近江市において最適なDXを実現するための計画とします。

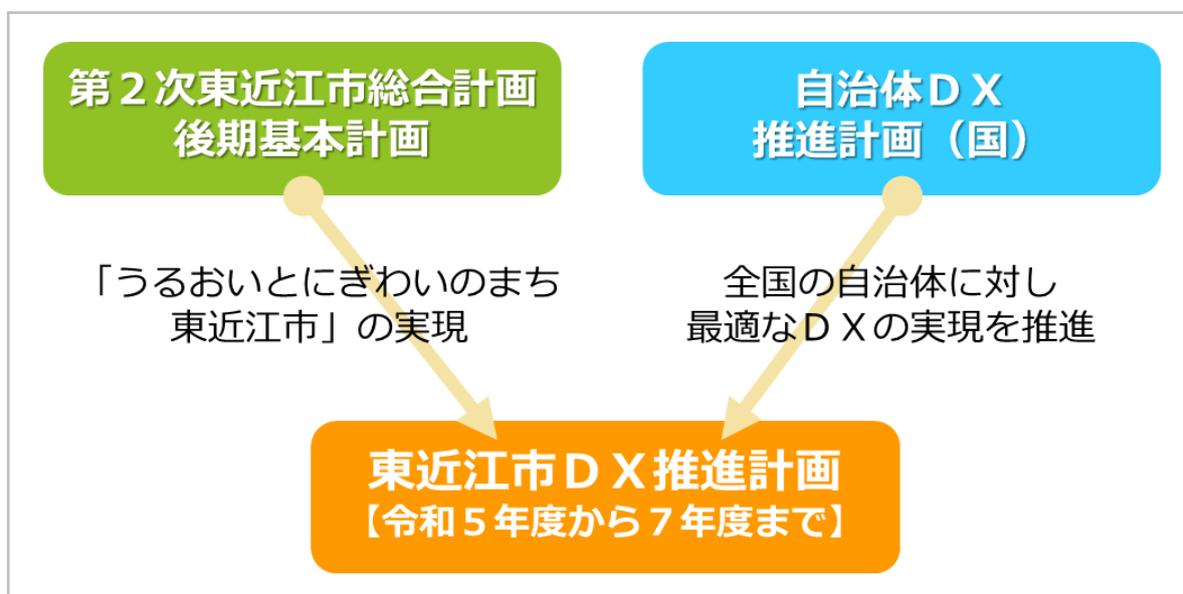


図1 計画の位置付け

3 実施期間

本計画の実施期間は、令和5年度から令和7年度までとします。

4 基本方針

本市におけるDXの推進に当たり、3つの基本方針を定めます。

この方針では、市が率先して行政サービスのデジタル化を中心とした市民サービスの向上に重点的に取り組み、生活や産業等の豊かさに欠かせない地域社会の活力を創造し、それらを支える行政基盤の強化を着実に推進します。

(1) 市民サービスの向上

行政手続（子育て、介護、引越し、死亡・相続、社会保険、税等）のオンライン化に取り組みます。また、マイナンバーカードによる個人認証や手数料支払のキャッシュレス化などに取り組み、暮らしにつながる行政サービスのデジタル化を推進するとともに、市民生活をより便利にします。

(2) 新たな価値の創出による先進的なまちづくり

生活に密接に関連した健康、医療、介護、教育、子ども、防災、公共交通、農林水産業、インフラなどを中心に地域のデジタル化を進め、一人一人が利便性を実感でき、新しい価値が生み出されるための環境整備に取り組みます。

(3) 行政事務の効率化を推進

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の規定により、20の業務システム（住民基本台帳、税等）について、全国共通クラウドへの移行を実施し、その他付随する業務システムの最適化に取り組みます。また、さらなる市民サービスの向上と先進的なまちづくりの実現に向け、デジタル技術を活用して効率的な行政事務が行える環境を整備します。

5 取組体系

基本方針の実現に向けた取組体系として、次の5つの事業区分を掲げ、それらの項目ごとの目的に向けた検討を実施し、その確実な実現により、本市におけるDXを推進します。

(1) 行政手続のオンライン化

窓口における申請、支払、還付、通知等の行政手続をスマートフォン（以下「スマホ」という。）等を利用して行うことができるオンライン環境を構築することにより、多様な生活環境に合わせた最適な市民サービスを提供します。

(2) マイナンバーカードの利活用

マイナンバーカードの利活用については、様々な行政手続の場面で提示が必要となる本人確認書類として交付を推進するとともに、対面及びオンライン手続時において活用することにより事務の効率化を図ります。また、一例として図書館カードや印鑑登録証と統合するなど既存カードの役割をマイナンバーカードに付与することで、生活の利便性向上が実感できる取組を推進します。

(3) GIS^{※3}及び地理空間情報の活用

都市計画、道路、河川、公共交通、防災、施設等、位置情報を含むデータを統合して取り扱い、これらのデータをオープン化することにより、データの二次利用の推進と防災・まちづくりシミュレーションなどへの活用が可能な環境を整備します。

(4) 市民目線のデジタル技術を活用

ホームページ及びスマホのアプリケーション（以下「アプリ」という。）を活用し、オンラインによる行政手続及びサービス窓口を統合するとともに、子育て、医療、介護

ジオグラフィック インフォメーション システム
※3GIS Geographic Information System：地理情報システムのこと。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理する技術

をはじめ、歴史文化や観光など市が担う様々な分野において、デジタル技術による先進的な事案に取り組みます。

(5) デジタルによる業務手法の改革

行政手続のオンライン化の推進とともに、リモートワーク環境の整備、ペーパーレス、チャット、事務処理の自動化、データ解析等、各種ツールを活用し、デジタルによる業務手法の改革を実現します。また、そのための教育メニューを充実させ、職員の誰もがデジタルツールを活用できる環境を構築し、業務手法の最適化と市民サービスの向上を実現します。



図2 事業区分の位置付け

6 実施予定の事業

実施予定の事業は、基本方針や取組体系により、次の各事業を計画的かつ総合的に進めていきます。

事業区分① 行政手続のオンライン化

概要

申請、支払、還付、通知等の各種行政手続をオンラインで行うことができる環境を次の視点で整備します。

- 1 行政手続のオンライン化及び支払手続のキャッシュレス決済対応
- 2 行政手続における LINE やショートメッセージ（SMS）による連絡環境の提供
- 3 各種郵送・配布物のオンライン対応

事業区分の詳細

具体的には、各種行政手続についてオンラインで完結する環境を整えることにより、市民の負担の軽減及び利便性を向上させます。また、手続をオンライン化することにより一貫してデータによる事務処理が実現できることから、事務の効率化によって削減された作業時間を、政策的業務や市民一人一人に最適な窓口対応に割り当てることにより、市民サービスの向上を目指します。

周知については、オンライン手続を希望する人が増えるよう、広報活動などを積極的に行います。



図3 行政手続のオンライン化（イメージ）

事業区分② マイナンバーカードの利活用

概要

マイナンバーカードの交付を推進するとともに、対面及びオンラインによる手続き時の本人確認書類としての利用促進及び既存カードとの一体化を次の視点で推進します。

- 1 マイナンバーカードと既存カード（印鑑登録証、図書館カード等）の統合
- 2 マイナンバーカードの新たな利活用の検討

事業区分の詳細

具体的には、誰でも取得できる顔写真付き本人確認書類であるマイナンバーカードについて、対面及びオンライン手続き時に活用することで厳格な本人確認の手法が統一されることにより、事務手続きの効率化が図れます。例えば、予防接種の受付、選挙投票の受付、印鑑登録証との統合などをはじめ、図書館カード、イベント参加の特典付与、公共交通機関の割引判定など身近なものまで、幅広く活用することで市民カードとしての認知度を上げていきます。

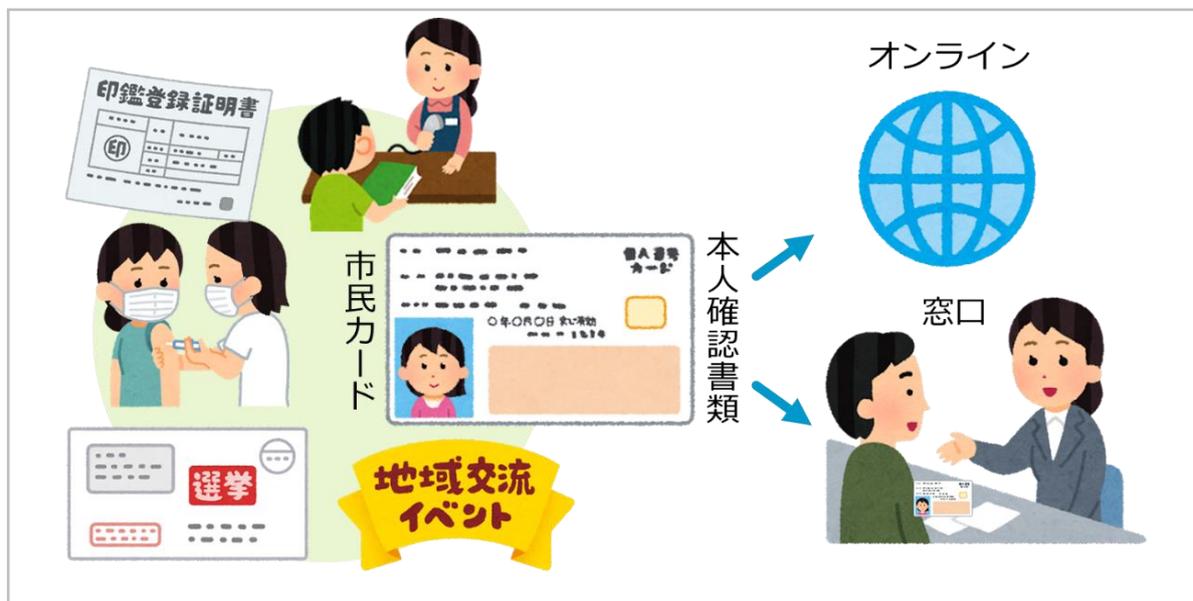


図4 マイナンバーカードの利活用（イメージ）

事業区分③ GIS及び地理空間情報の活用

概要

位置情報を含む地理空間情報について、データとして統合し、情報の公開や二次利用を次の視点で推進します。

- 1 GISの統合による地理空間情報の一元管理とデータの公開
- 2 データの二次利用として、防災・まちづくりシミュレーションなどへの活用検討

事業区分の詳細

具体的には、位置情報を含む地理空間情報や施設台帳情報を統合型GISによりデータを集約して取り扱い、公開可能なデータ（都市計画図、住居表示、道路・河川、防災情報、遺跡地図等）をオープンデータ^{※4}として積極的に公開し、市民や事業者が来庁しなくても、情報にアクセスできる環境を構築します。また、施設や位置データを一元的に管理することで、メタバース空間^{※5}での防災・まちづくりシミュレーションなどへの活用が可能な環境を整備します。



^{※4}オープンデータ：インターネットなどを通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されるデータの総称

^{※5}メタバース空間：コンピュータの中に構築された仮想空間やそのサービスの総称

事業区分④ 市民目線のデジタル技術を活用

概要

生活に直結する分野について、デジタル技術を活用し、新たな価値の創出による先進的なまちづくりを次の視点で推進します。

- 1 ホームページの更新とスマホアプリの活用を推進
- 2 生活に密接に関連した分野でのデジタル技術の活用
- 3 デジタルデバイド（情報格差）対策の実施

事業区分の詳細

具体的には、東近江市ホームページの更新（令和6年度予定）に合わせてメッセージアプリなど既存のアプリと連携し、今後運用を予定する様々なオンラインサービスを統合したスマホアプリの公開を目指します。また、その他の事例として、予防接種記録や健康指導記録をマイナンバーカードによる厳格な本人認証により、個人のウェアラブルデバイス[※]などと連携させ予防医療に活用することや本市の通史を知る歴史文化資源のデジタルミュージアムなど、デジタル技術による先進的な事案にも取り組むことにより、新たな価値の創出による先進的なまちづくりを実現します。



図6 市民目線のデジタル技術活用（イメージ）

[※]ウェアラブルデバイス：腕時計など身に着けるデジタル機器で身体や行動情報を収集できる機器の総称

事業区分⑤ デジタルによる業務手法の改革

概要

データによる内部事務処理の推進に向けたデジタルツールの整備及び職員が活用するための教育メニューの提供を次の視点で実施します。

- 1 電子決裁、デジタル資料及びペーパーレス化によるリモート環境整備
- 2 デジタル化により蓄積された情報資産を分析し活用するツールの整備
- 3 職員向けデジタル教育メニューの運用とコミュニケーションツールの活用

事業区分の詳細

具体的には、決裁過程や意思決定会議の場におけるデジタル化・ペーパーレス化を図るとともに、デジタルツールの活用により庁内での伝達及びコミュニケーション方法を見直し、効率的に業務を実施します。また、こうした業務のデジタル化に対応できるよう、全職員がデジタル・情報セキュリティ知識の習熟を目指す教育メニューを実施すること及び主に若手職員に向けたRPAなどの次世代オフィスツールの教育メニューの整備により、新たな働き方に対応できる人材を育成します。

なお、市議会、自治会、事業者等への情報伝達手段などについても、必要に応じてオンライン・デジタル環境を活用します。



図7 デジタルによる業務手法の改革（イメージ）

7 推進体制

本市のDXを部局横断的、かつ、着実に実行する推進体制として、副市長をCIO^{※7}とした東近江市DX委員会を設置し、まちづくりにおけるデジタル技術の活用を進めます。

具体的には、5つの事業区分をプロジェクトとし、各所属から選出したDX担当者を配置するチーム（以下「東近江市DXチーム」という。）を編成するとともに、職員一人一人が主体的にデジタルを利用した変革に取り組む気運を醸成し、本計画に位置付けた事業を着実に実行します。

なお、東近江市DXチームで検討する事業については、社会経済情勢の変化やデジタル技術の進展なども踏まえながら、目的の達成に向けて柔軟に見直しを図ります。

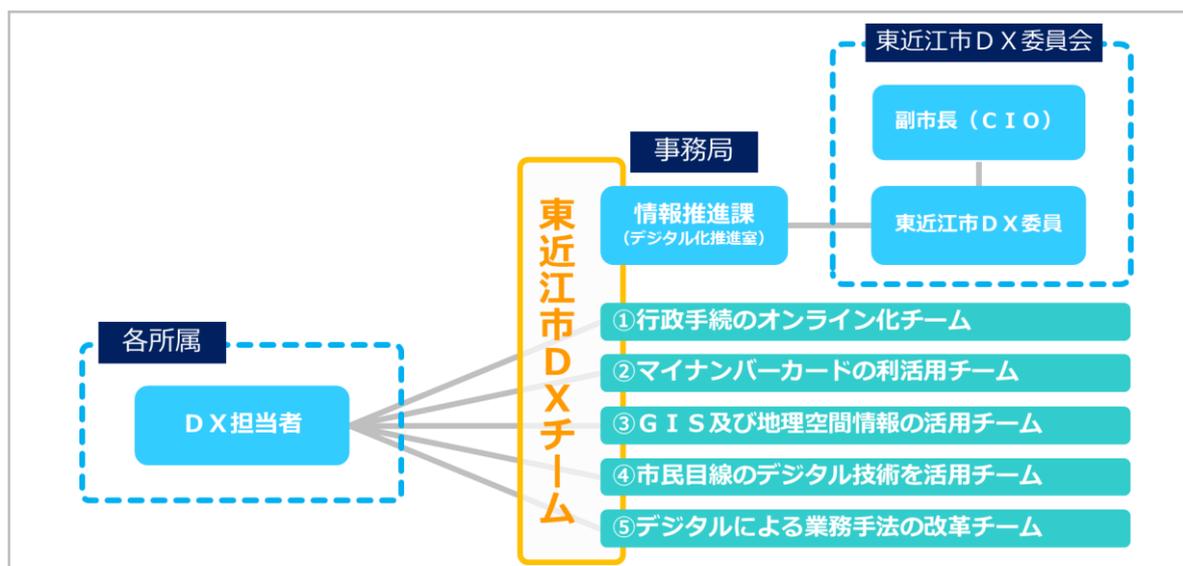


図8 東近江市DX推進体制

8 事業の実施体制

東近江市DXチームで検討した事業の種類や規模に応じ、最適な実施体制を編成し、効果的に事業を実施します。また、編成した実施体制により、事業を実施するために必要な関係者の参画を求めるとともに、それぞれの役割や機能を誰がどのタイミングで提供するのかを明確にすることにより、具体的な役割分担を定め事業を実施します。

^{※7}CIO：Chief Information Officer 最高情報責任者。組織の理念をもとに策定したDX推進計画の実行に関する責任を持つ役職のこと。



図9 事業の実施モデル

9 情報セキュリティ

デジタル化の推進においては、情報資産の取扱いやサイバー攻撃による脅威への対策など、情報セキュリティに対する備えが重要な課題となります。

技術的対策のほか、職種を問わず全職員を対象とした教育メニューを策定し実施します。また、時代の変化に応じた技術を習得しリスク管理能力を向上するとともに、厳格なルールの下で、情報資産を取り扱います。また、市民に向けた取組として、デジタル機器の操作講習会の実施やサイバー空間での注意事項について積極的な広報に努めます。



図10 セキュリティ対策を基盤としたDXの推進

10 データに基づく政策立案

経済社会構造の急速な変化の中、限られた資源を有効に活用した政策を立案及び実現するに当たり、デジタル化により蓄積された情報資産を分析するなどその活用を推進します。

市民の信頼の下に政策を実行するため、こうした統計情報などを積極的に活用します。

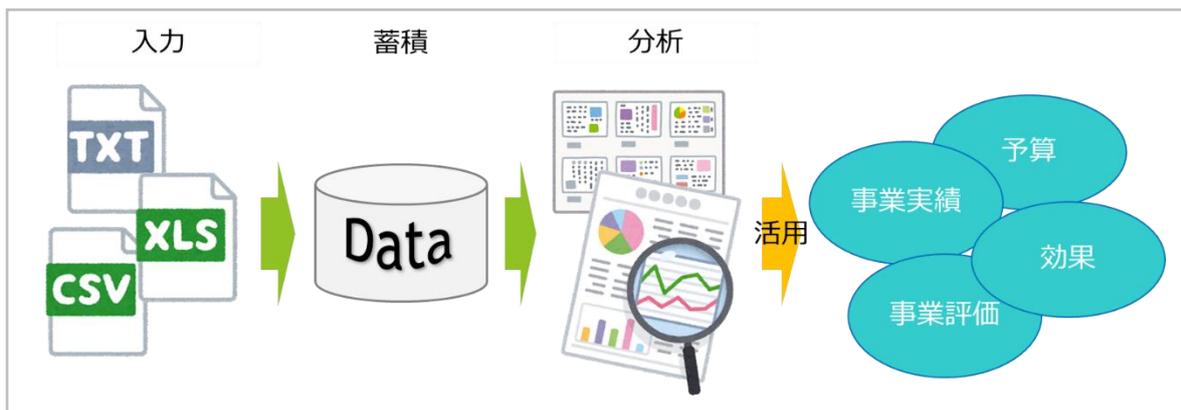


図11 データに基づく政策立案

11 情報格差の改善対策

デジタル技術の利活用により、全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせるため、デジタル機器に不慣れな人に向けた取組として、スマホ教室を開催します。

スマホの操作についての尋ね先の提供及び生涯学習の機会としてスマホを学びたい人に向けた教室を適宜開催するとともに、学校等を通じ地域の子どもや保護者に向けた、スマホやタブレットを利用する際に気を付けるべき情報セキュリティの知識についての教室も適宜開催します。

- カメラ
- インターネット、SNS
- ショッピング
- 地図
- 動画視聴
- 健康（ヘルスケアアプリの活用）
- 電子書籍
- 各種オンライン手続 など

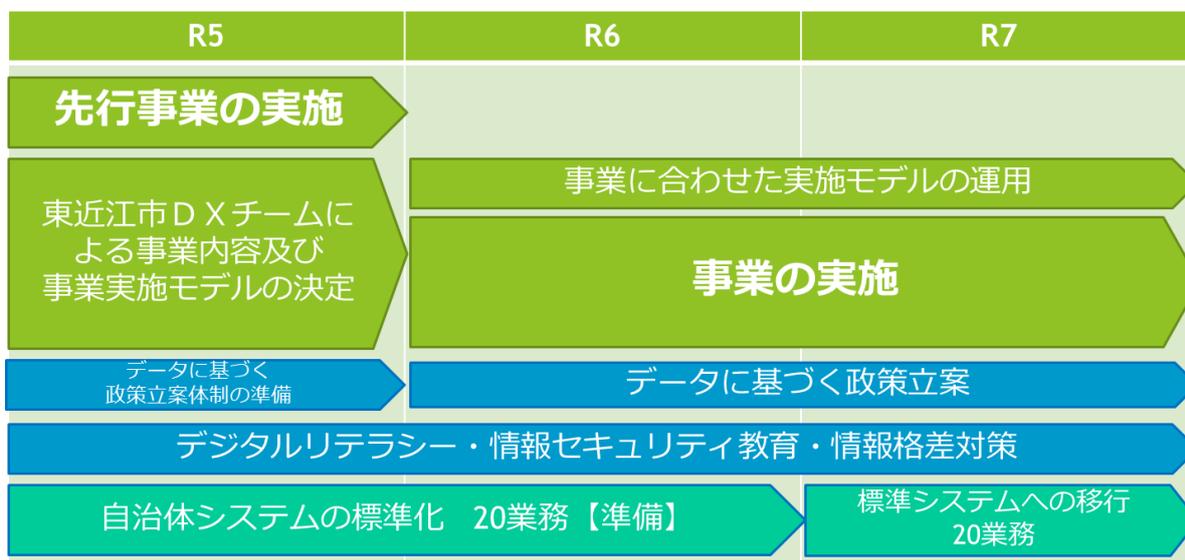


図12 スマホ教室の内容

12 実施スケジュール

本計画の実施スケジュールは、次のとおりとします。

なお、本計画は国の状況や社会経済状況などを踏まえ、適宜見直しを行っていきます。





PIONEER CITY

東近江イズム。

HIGASHIOMISM